

香取広域市町村圏事務組合消防団規則

平成18年3月27日

規則第22号

改正 平成20年3月21日規則第6号

平成21年2月24日規則第2号

令和2年3月2日規則第3号

令和4年2月25日規則第5号

令和8年2月3日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)に基づき、香取広域市町村圏事務組合消防団(以下「消防団」という。)の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(組織及び受持区域)

第2条 消防団の支団、分団及び受持区域は、別表に定める区域とする。

2 各消防団の団本部に女性部(班)を置くことができる。

(階級及び役員)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 香取市消防団に団長、副団長、支団長、副支団長、分団長、副分団長及び部長の役員並びに団員を置く。

3 多古町消防団に団長、副団長、分団長、副分団長及び班長の役員並びに団員を置く。

4 東庄町消防団に団長、副団長、本部長、分団長、副分団長及び部長の役員並びに団員を置く。

(任期)

第4条 役員任期は、原則として2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(団長の職務)

第5条 団長は、消防団の事務を統括し、所属の団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 団長、副団長ともに事故あるときは、団長があらかじめ定める順位に従い、役員がその職務を代理する。

(消防団の出動)

第6条 消防車が水火災現場に向かうときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に定める交通規則に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き揚げの際の警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(出場区分)

第7条 消防団は、消防長又は消防署長の命令を得ないで組合区域外（消防相互応援協定の締結されている地域を除く。）の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、組合区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくにしがって、組合区域外と判明したとき、又は状況により応援要請のあった場合は、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第8条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最大に活用して、住民の生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防ぎよ鎮圧に努めなければならない。

(現場保存)

第9条 火災現場にあるすべての消防団員は、火災現場の保存に努めなければならない。

2 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は消防長又は災害現場指揮者に報告するとともに、その現場を保存しなければならない。

(文書簿冊)

第10条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 記録簿
- (4) 設置資材台帳

- (5) 管内図
- (6) 会計簿
- (7) 給貸与品台帳
- (8) 消防法規例規綴
- (9) 雑書綴

(教養及び訓練)

第 1 1 条 団長は、団員の品位向上及び実地に役立つ技能の養成に務め、定期的にこれらの訓練を行わなければならない。

(表彰)

第 1 2 条 管理者は、消防団または団員がその任務遂行にあたって、その功労が特に顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 前項に定めるもののほか、消防団員については、団長が表彰を行うことができる。

(感謝状の授与)

第 1 3 条 管理者は、次に掲げる事項について功労があると認められる消防団以外の個人又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒防ぎよ、救助に関し消防団への協力

(礼式及び服制)

第 1 4 条 消防団の礼式及び服制は、消防庁が定める基準に準じるものとする。

(その他)

第 1 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 2 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 24 日規則第 2 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 2 日規則第 3 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 25 日規則第 5 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 3 日規則第 4 号）
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条）

消防団名及び 支団、分団、部名			区 域
香 取 市 消 防 団	佐 原 第 一 支 団	第1部	岩ヶ崎
		第2部	上宿
		第3部	東関戸
		第4部	下川岸
		第5部	牧野
		第6部	八日市場
		第7部	浜宿
		第8部	篠原
	第 二 分 団	第1部	大戸
		第2部	大戸川
第4部		関	
第5部		上小川、片野	
第6部		森戸	
第8部		玉造、新寺	
第 三 分 団	第9部	山之辺	
	第10部	川尻、多田島、飯島、昭和町	
	第1部	谷中	
	第2部	堀之内、西部田	
	第4部	寺内、西和田	

香 取 市 消 防 団	佐 原 第 二 支 団	第 一 分 団	第 1 部	中洲
			第 2 部	篠原新田
	第 二 分 団	第 3 部	向津	
第 4 部		砂場		
第 5 部		荒川		
第 6 部		筭島		
第 7 部		長島		
第 9 部		石納、野間谷原		
第 1 部		八筋川		
第 2 部		本津		
第 3 部		大島		
第 4 部		三島		
第 5 部		扇島大割		
第 6 部		扇島上組		
第 7 部		扇島第 2		
第 8 部	加藤洲本田			
第 9 部	加藤洲新田			
第 10 部	磯山			
第 11 部	下ノ洲			
第 12 部	附洲			
第 13 部	市和田			
第 一 分 団	第 1 部	大倉側高		
	第 2 部	大倉代下		
	第 3 部	大倉中郷		
	第 4 部	大倉新田、津宮新田		
	第 5 部	津宮堀川		
	第 6 部	津宮上宿		

香 取 市 消 防 団	佐 原 第 三 分 団	第 1 部	香 取
		第 2 部	新 市 場
		第 3 部	新 部
		第 4 部	丁 子
		第 5 部	多 田 本 田
		第 6 部	多 田 新 田
		第 7 部	山 田
		第 8 部	返 田
		第 9 部	下 小 野
		第 10 部	九 美 上
	第 三 分 団	第 1 部	大 根
		第 2 部	上 谷 津
		第 3 部	大 崎、長 山
		第 5 部	本 矢 作
		第 6 部	福 田
		第 7 部	伊 地 山
		第 8 部	北 ノ 台
		第 9 部	与 倉
		第 10 部	観 音
		第 11 部	鳥 羽

	第 一 分 団	第 1 部	黒 部 川 以 東 一 円
		第 2 部	黒 部 川 以 西 一 円
	第 二 分 団	第 1 部	阿 玉 川
		第 2 部	下 飯 田
		第 3 部	岡 飯 田
		第 4 部	布 野、川 頭、北 原 地 新 田

香 取 市 消 防 団	小 見 川 支 団	第 三 分 団	第 1 部	織幡
			第 2 部	上小堀、新福寺
			第 3 部	油田、東谷
			第 4 部	虫幡、木内
	分 団	第 四 分 団	第 1 部	富田
			第 2 部	三ノ分目、増田
			第 3 部	下小堀、分郷
			第 4 部	一ノ分目
			第 5 部	一ノ分目新田
	分 団	第 五 分 団	第 1 部	五郷内
			第 2 部	貝塚、和泉
			第 3 部	阿玉台
		第 4 部	久保	
山 田 支 団	第 一 分 団	第 1 部	小見、竹ノ内	
		第 2 部	高野、川上	
		第 3 部	田部	
		第 4 部	仁良	
		第 5 部	神生	
		第 6 部	米野井	
	第 二 分 団	第 1 部	入小保内、奥山、帰命台、遠茶	
		第 2 部	在郷	
		第 3 部	古内	
		第 4 部	宮前、志高	
第 三 分 団	第 5 部	南四塚		
	第 6 部	原宿		
	第 7 部	長岡		
第 三 分 団	第 1 部	新里		
	第 2 部	山倉		
	第 3 部	鳩山		

		団	第 4 部	桐谷
			第 5 部	小川
			第 6 部	大角

香 取 市 消 防 団	栗 源 支 団	第 一 分 団	第 1 部	浅黄東部、浅黄西部
			第 2 部	西田部
			第 3 部	助沢
			第 4 部	苅毛
			第 5 部	沢東部、沢西部、倉沢、宿原
			第 6 部	荒北
			第 7 部	開進
	第 二 分 団	第 1 部	西崎、大畑	
		第 2 部	東野	
		第 3 部	高萩	
		第 4 部	中峰	
		第 5 部	上ノ台	
		第 6 部	受所	

多古町消防団	本部	第1分遣所 第2分遣所 第3分遣所 第4分遣所	本三倉 南玉造 南中第1 飯笹
	第一分団	第1班 第2班 第3班 第4班 第5班 第6班 第7班 第8班	飯新、高根 本町、仲町 田町 切通、広沼 染井 堀ノ尻、新町、大原内 居射 高野前
	第二分団	第1班 第2班 第3班 第4班 第5班	林、五反田 水戸 島 船越 牛尾
	第三分団	第1班 第2班 第4班 第5班 第6班	東佐野、佐野、東台 井野、大原 間倉 五辻 一畝田
	第四分団	第1班 第2班 第3班 第4班 第5班	高津原、大穴 大門 出沼、桧木 十余三 御料地
	第五	第1班 第2班	井戸山 御所台、寺作

	分 団	第 3 班	西古内
		第 4 班	次浦
		第 5 班	谷三倉
	第 六 分 団	第 1 班	川島
		第 2 班	埴
		第 3 班	宮本
		第 4 班	坂
		第 5 班	方田
	第 七 分 団	第 7 班	柏熊
第 2 班		高田、東谷、西谷	
第 3 班		久保、北場、神行	
第 4 班		谷津、宮、南和田	
第 5 班		南借当	
第 6 班		南並木	
第 7 班		坂並	

東 庄 町 消 防 団	第 一 分 団	第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 5 部 第 6 部 第 7 部	小貝野、本郷 大久保、舟戸 東和田、神田、稲荷入 平山 高部、八木山 平台、大友
	第 二 分 団	第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 5 部 第 6 部	大木戸 根方、仲内 宿浜、新切 新田 菰敷、鹿野戸 竜神台
	第 三 分 団	第 1 部 第 2 部 第 3 部 第 4 部 第 5 部 第 6 部	石出 新宿 東今泉 青馬、宮本 今郡、谷津、羽計 羽計台
	第 四 分 団	第 1 部 第 2 部 第 3 部	小南 栗野、小座 夏目、八重穂